

令和6年度全国中学生人権作文コンテスト栃木県大会募集要領

1 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を県民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

2 主 催

宇都宮地方務局（以下、法務局という。）、栃木県人権擁護委員連合会

3 後 援（予定）

栃木県、栃木県教育委員会、株式会社栃木放送、株式会社下野新聞社、株式会社とちぎテレビ

4 応募資格

栃木県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校（以下「中学校等」という。）に在学する者で中学生に準ずる生徒

5 作文の内容

題名は自由とするが、日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験や、本や調査などの方法で学んだその成果として、基本的人権の重要性や必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

（作品のテーマの例）

- ① 女性の人権（男女共同参画に関する問題など）
- ② こどもの人権（いじめ、児童虐待など）
- ③ 高齢者の人権
- ④ 障害のある人の人権
- ⑤ 部落差別（同和問題）
- ⑥ アイヌの人々の人権
- ⑦ 外国人の人権
- ⑧ 新型コロナウイルス・H I V感染者、ハンセン病患者・元患者及びその家族等の人権
- ⑨ 刑を終えて出所した人やその家族の人権
- ⑩ 犯罪被害者やその家族の人権
- ⑪ 性的マイノリティの人権
- ⑫ 戦争や平和
- ⑬ 環境問題
- ⑭ プライバシー問題（インターネット上の人権侵害など）
- ⑮ 震災等の災害に起因する人権問題
- ⑯ その他人権の尊重をテーマとした作品

6 応募原稿について

学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内（5枚を超えた場合は、審査の対象としない。）とし、パソコン利用による記載も可能とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

原稿用紙の一枚目の右側欄外に、学校名、学年、氏名（ふりがな）、題名（ふりがな）を明記する。また、原稿用紙の欄外適宜の場所にページ数を明記する。

7 作品の提出方法及び提出期限

各学校における提出する作品数に制限は定めず、提出作品総数調べ（別紙様式）を添付して、応募作品提出先一覧（別表）に従い該当の法務局へ提出する。

提出期限は令和6年9月4日（水）とする。

8 応募の際の注意事項

(1) 応募作品は、返却しない。

(2) 応募作品は未発表のものに限る。過去の作文集等を参考とすることは差し支えないが、流用等が認められた場合は、審査の対象とならない。

生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

(3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属する。

(4) 優秀作品については、受賞年の翌年から5年を経過するまでは、一般に公表することを予定（作文集の発行、報道関係、法務省及び栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ、教材、地方公共団体等の広報紙等）しているため、本人及び保護者の承諾を求めるものとする。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(5) 優秀作品について、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への転載を許可する場合、その都度本人の承諾を求めることはしないので、本人が転載を望まない場合、又は望まなくなった場合には、法務局にその旨を申し出る。

なお、上記以外の法務局に応募された作品を地方自治体等で転載する場合は、当該地方自治体等が属する栃木県人権擁護委員連合会各協議会において、応募者の公表承諾を得ることとする。

(6) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。

あらかじめ留意する点がある場合は、応募の際に別紙様式に補記をする。

9 審査及び表彰（予定）

審査は、主催者及び主催者において委嘱した審査委員により厳正に行い、次の各賞を決定する。

最優秀賞

宇都宮地方法務局長賞	1編
栃木県人権擁護委員連合会長賞	1編

優秀賞

栃木県知事賞	1編
栃木県教育委員会教育長賞	1編
栃木放送賞	1編
下野新聞社賞	1編
とちぎテレビ賞	1編

優良賞	若干編
-----	-----

10 発表（予定）

発表日は令和6年11月11日（月）とし、栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページにおいて発表するほか、入賞者のいる学校へは主催者からあらかじめ通知する。

11 表彰式（予定）

入賞者を対象に、令和6年12月7日（土）壬生町「城址公園ホール」で表彰式を実施する。なお、事情により表彰式の実施を中止又は変更することがある。

12 中央大会

中央大会推薦基準数に基づき、優秀作品数編を法務省・全国人権擁護委員連合会が主催する中央大会「第43回全国中学生人権作文コンテスト」に推薦する。

(1) 中央大会の表彰（予定）

○内閣総理大臣賞	1編
○法務大臣賞	1編
○文部科学大臣賞	1編
○法務副大臣賞	1編
○法務大臣政務官賞	1編
○全国人権擁護委員連合会会長賞	1編
○一般社団法人日本新聞協会会長賞	1編
○日本放送協会会長賞	1編
○法務事務次官賞	3編
○法務省人権擁護局長賞	25編
○奨励賞	若干編

(2) 感謝状

以下の中学校等に対して、中央大会主催者から感謝状を贈呈する。

ア 代表作品の応募者が在学する中学校等

イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

(3) 中央大会入賞発表日（予定） 令和7年1月24日（金）

(4) 中央大会表彰日（予定） 令和7年2月頃

(別表) 応募作品提出先一覧

中学校等の所在	応募作品提出先法務局
宇都宮市 鹿沼市 さくら市 那須烏山市 上三川町 高根沢町	〒320-8515 宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務局人権擁護課 TEL 028-623-0925 宇都宮人権擁護委員協議会
日光市 塩谷町	〒321-1272 日光市今市本町20-3 宇都宮地方法務局日光支局 TEL 0288-21-0309 日光人権擁護委員協議会
真岡市 益子町 茂木町 芳賀町 市貝町	〒321-4305 真岡市荒町5176-3 宇都宮地方法務局真岡支局 TEL 0285-82-2279 真岡人権擁護委員協議会
大田原市 那須塩原市 矢板市 那須町 那珂川町	〒324-0041 大田原市本町1-2695-109 宇都宮地方法務局大田原支局 TEL 0287-23-1155 大田原人権擁護委員協議会
栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町	〒328-0053 栃木市片柳町1-22-25 宇都宮地方法務局栃木支局 TEL 0282-22-1068 栃木人権擁護委員協議会
足利市 佐野市	〒326-0052 足利市相生町1-12 宇都宮地方法務局足利支局 TEL 0284-42-8101 足利人権擁護委員協議会

令和6年度全国中学生人権作文コンテスト栃木県大会
提出作品総数調べ

学 校 名

生徒数	人
生徒からの応募作品総数	編
法務局への提出作品数	編
学校長名	
連絡先	電話番号 FAX 番号
	ふりがな 担当者名
備考：応募作品中、特に留意すべき点がある場合、記載ください。 (例)「3年A組 法務花子の作品は、個人情報に深く関わる内容のため公表には特に留意してほしい」など	